

大阪柔整だより

社会保障審議会医療保険部会

『第 5 回 柔道整復療養費検討専門委員会』開催

日 時：平成 28 年 5 月 13 日(金) 14:00~15:30

場 所：TKP ガーデンシティ永田町 バンケットホール 1 A

議 題：前回の療養費検討専門委員会における論点と今後の進め方(案)

1 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集の方策

- ・支給対象となる負傷や施術行為は、留意事項(通知)や疑義解釈(事務連絡)により提示しているが、判断に迷う事例が多く支給基準の明確化を図るとともに、統一的な支給基準を提示すべきとの意見がある。

例として、近接部位に関するもの、往療に関するもの、亜急性及び外傷性の定義など。

2 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- ・これまで講じてきた適正化策の影響を逃れるため、同一患者において負傷と治癒を繰り返すといった、いわゆる「部位転がし」という請求方法が新たな不正請求の手口として指摘されている。また、同一施術所において、同様の負傷内容等の患者が多数存在する場合も、一般的には不自然な請求であるといわれている。
- ・これまで重点審査の対象は「多部位」「長期」「頻回」と定義し、患者調査を行うこととしてきたが、今後は、不正請求の疑いの強い施術所などを縦覧点検や傾向審査で抽出した上で、当該施術所で施術を受けた患者に対して重点的に調査を実施することとしてはどうか。
- ・柔整審査会における統一的な審査基準については、「形式審査」「内容審査」「傾向審査」に区分し、それぞれの事例を収集・整理することとしてはどうか。
- ・通常の負傷の場合、時間の経過とともに施術頻度が低下することが一般的であると考えられるが、初検月から 6 ヶ月以上経過しても月 20 日以上施術を要する事例が存在していることについて、どのように考えるか。

3 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- ・柔道整復師の資格を有していれば、勤務経験等に関係なく誰でも施術管理者になれるといった点や、地方厚生局への届け出は初回時のみであり、継続的に資格確認等が行われる仕組みになっていないといった指摘等を踏まえ、既存の施術管理者に対して更新制を導入するとともに、施術管理者の新規登録・更新登録の際に一定の研修受講要件を課すこととしてはどうか。

4 療養費詐取事件への対応

- ・不正請求が明らかになった場合の施術所に対しては、現行の受療委任の「協定・契約」に定める「受療委任の取扱いの中止」を確実に運用してはどうか。

次頁に続く

前頁より

5 その他

- ・初検時相談支援料の見直しについては、本来の加算の意義を考慮し、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定要件を満たす場合に限った加算として改めて整理してはどうか。
- ・具体的な検討は、施術管理者の要件に関する検討と合わせて行ってはどうか。
- ・往療の在り方については、従来から往療料の単価について、あん摩マッサージ、はり・きゅう、との均衡を考慮して設定していることから、あん摩マッサージ、はり・きゅう、と同一単価とするよう引き下げを行うべきではないか。
- ・受療委任払い制度について ・医師の同意について ・電子申請の導入について
- ・柔整療養費とあはき療養費の併給

主に、「1」は亜急性と外傷性について、「2」は審査会の権限強化、「3」は施術管理者と受療委任について、「4」は不正請求について、となっている。

今回の検討専門委員会では、「4」の不正請求についての検討の中で、保険者から「大阪府柔道整復師会は、先般の詐欺事件に対し危機感を感じ、業界自ら療養費適正化特別対策班を編成し、適正化の理念を基に不正請求問題をはじめ、違法な看板広告等あらゆる問題に対処するとのこと。是非、団体の方々に自浄作用が働くよう行って頂きたい。」との意見があった。

今年3月26日に本会で行われた大阪保険講演会は、本会会員、個人契約者をはじめ大阪臨床整形医学会、保険者、公的審査員、一般府民など受療委任に携わる全ての方の後援、推薦を受けての講演会であった。

今後、本会としては今まで以上に全ての方々の信頼を得るために、「大阪が変われば全国が変わる」という思いで適正化理念を遂行していかなければならない。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部 理事

介護保険のコラム Vol.14

～マズローの自己実現理論 その1～

医療・介護の現場では、患者や利用者のマイナス面を取り除き、その方が望む自己実現を支援するという目標があります。

その考え方の一つとして、マズローの「自己実現理論」を今回はご紹介したいと思います。

・自己実現理論とは？

自己実現理論とは、アメリカの心理学者アブラハム・マズローが、「人間は自己実現に向かって絶えず成長する生き物である」と仮定し、人間の欲求を5段階の階層で理論化したものです。また、これは「マズローの欲求段階説」とも呼ばれています。

・概要 マズローの人間の基本的欲求を低次から比べると、以下の通りとなります。

1. 生理的欲求
2. 安全の欲求
3. 社会的/所属と愛の欲求
4. 承認(尊重)の欲求
5. 自己実現の欲求

これらのうち、最初の4欲求を欠乏欲求、最後の1つを存在欲求としてまとめることもあります。次回は、この理論を高齢者の身体状況や生活の変化に置き換えてみたいと思います。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

平成28年4月より変更の医療費助成制度

| | 変更内容 | 変更前 (平成28年3月施術分まで) | 変更後 (平成28年4月施術分から) |
|-----|--------------------------|---|-----------------------------------|
| 摂津市 | 制度名 通院医療費対象年齢 所得制限 | 「子ども医療費助成制度」 0歳～12歳(小学校修了)まで 一部なし | 変更なし 0歳～15歳(中学校修了)まで 所得制限なし |

平成28年7月より変更の医療費助成制度

| | 変更内容 | 変更前 (平成28年6月施術分まで) | 変更後 (平成28年7月施術分から) |
|-----|--------------------------|---|---|
| 阪南市 | 制度名 通院医療費対象年齢 所得制限 | 「乳幼児等医療制度」 0歳～12歳(小学校修了)まで 所得制限なし | 「子ども医療費助成制度」 0歳～15歳(中学校修了)まで 変更なし |

※本会ホームページにて「乳幼児・子ども医療費助成制度一覧」掲載

保険者変更通知

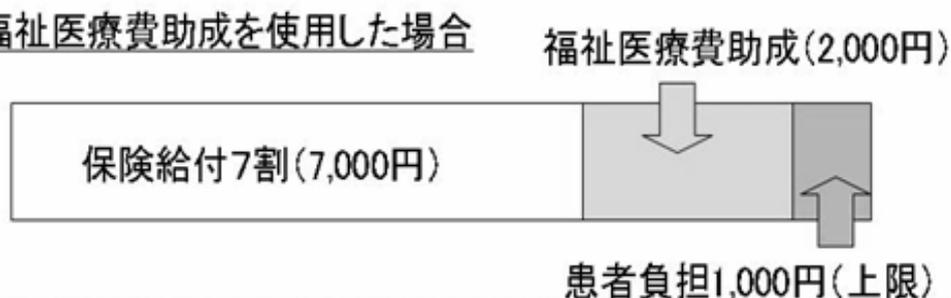
| 変更前 | 内容 | 変更後 | 変更日 |
|--|------|---|----------|
| いすゞ自動車健康保険組合 06142103 車体工業健康保険組合 06141170 | 合併 | いすゞ自動車健康保険組合 06142103 | H28年4月1日 |
| 山口銀行健康保険組合 06350375 もみじ銀行健康保険組合 06340236 | 合併 | 山口フィナンシャルグループ 健康保険組合 06350375 | H28年4月1日 |
| パイオニア健康保険組合 06142160 63142160 | 移 転 | パイオニア健康保険組合 06139851 63139851 | H28年4月1日 |
| 労働者健康福祉機構健康保険組合 06132922 63132922 | 名称変更 | 労働者健康安全機構健康保険組合 06132922 63132922 | H28年4月1日 |
| パノラマ・ホテルズ健康保険組合 06138127 | 名称変更 | IHG・ANAホテルズ健康保険組合 06138127 | H28年4月1日 |
| コア健康保険組合 06200349 | 名称変更 | KOA健康保険組合 06200349 | H28年4月1日 |
| カネボウ健康保険組合 06270052 | 名称変更 | クラシエ健康保険組合 06270052 | H28年4月1日 |
| 全国食糧健康保険組合 06131775 | 解 散 | 全国健康保険協会 東京支部 01130012 | H28年4月1日 |
| ツヤキン健康保険組合 06231278 | 解 散 | 全国健康保険協会 各都道府県支部 | H28年4月1日 |
| 天満屋健康保険組合 06330138 | 解 散 | 全国健康保険協会 岡山支部 01330018 | H28年4月1日 |
| 三洋電機連合健康保険組合 63271340 | 廃 止 | 特退廃止 | H28年4月1日 |

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。